

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第16条第1項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した道路等の構造及び設備等に関する基準等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、防犯性の高い道路等を計画・設計する上で配慮すべき事項や、その具体化に当たって参考となる手法等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針が示す項目の適用に当たっては、
 - ① 周囲からの見通しと照明を確保する「監視性の確保」
 - ② 適切な維持管理とコミュニティ形成を図る「領域性の強化」
 - ③ 犯罪企図者（注1）の動きを限定し、接近を妨げる「接近の制御」
 - ④ 部材や設備等を破壊されにくいものとする「被害対象の強化・回避」という防犯に配慮した4つの基本原則について検討するほか、関係法令、施設計画上の制約、管理体制の整備状況、住民の要望等を踏まえるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する事項

防犯性の高い道路等に関して配慮する事項は、次のとおりとする。

1 道路

(1) 見通しの確保

ア 路上における見通しの確保

路上における見通しを確保することは、防犯上有効であることから、道路構造物や道路付属物等の設計、道路占有物及び植栽の設置等に当たっては、周囲からの見通しを確保する。

イ 植栽に係る見通しの確保

ア) 植栽の樹種と配置

通行人や周辺住民等からの視線の高さを考慮して樹種を選定、配置するとともに、道路灯、防犯灯等による照明の確保を妨げないように配置する。

イ) 植栽の繁茂の管理

枝葉が繁茂して周囲からの見通しや照明の確保を妨げないように適時点検するとともに、必要に応じて剪定等の管理を行う。

ウ 沿道施設等からの見通しと自然な視線の確保

ア) 道路に面した塀、柵、又は垣等

相互に見通しが確保されるような構造、高さにする。

イ) 住宅、店舗からの自然な視線の確保

住宅については、道路に対して居住者の自然な視線が確保されるように、道路に面した位置に居室の窓を配置する。店舗についても内外の見通しを確保する。

(2) 照明の確保

ア 路上における照明の確保

夜間等の時間帯による利用状況や光害（注2）に配慮しつつ、道路灯、街路灯、防犯灯

等を適切に組み合わせ、極端な明暗が生じないようにし、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度(注3)を連続して確保する。

イ 沿道施設による照明の確保

公園灯の設置状況等に応じ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の制御

ア 通学路等における接近の制御

犯罪企図者が歩行者に接近して犯行する路上犯罪については、交通安全の観点からも必要な範囲において、歩道や植栽、防護柵等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 通過交通の抑制による接近の制御

学校の周辺市街地や住宅地等における交通量や速度の抑制は、犯罪企図者の動きを限定し、接近や逃走を妨げる上で有効である。

(4) 地下道等

地下道等(注4)、構造上周囲からの見通しが確保できない道路においては、カーブミラーを設置するなど、見通しを補完する対策を講じることとし、危険を外部に知らせるためには、防犯ベル、赤色回転灯等の緊急通報装置の設置が有効である。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

2 公園等

(1) 見通しの確保

ア 公園等に係る見通しの確保

(ア) 出入口等における見通しの確保
公園、児童遊園、広場等(以下「公園等」という。)の出入口及び公園等に付属する自動車駐車場、自転車駐輪場等は、周囲の道路又は住宅等からの見通しを確保する。

(イ) 主要な園路における見通しの確保

通学路や通勤路等に利用される主要な園路(以下「主要な園路」という。)は、そ

の位置や植栽等に配慮して見通しを確保する。当該園路の整備に当たっては、周辺環境や管理体制等を踏まえ、特定の園路に動線が集中するように配置する。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

(ウ) 児童の遊び場における見通しの確保

児童の遊び場は、その位置や植栽等に配慮し、周囲の道路、主要な園路又は住宅等からの見通しを確保する。遊具の整備に当たっては、できる限り死角の原因とならないように配置する。

イ 植栽に係る見通しの確保

(ア) 植栽の樹種と配置

繁茂により死角が生じないよう高木と低木をバランス良く配置して、視線の高さにおける見通しを確保するとともに、公園灯等による照明の確保を妨げないように配置する。

(イ) 植栽の繁茂の管理

枝葉が繁茂して主要な園路、児童の遊び場等の周辺における見通しや照明の確保を妨げないよう適時点検するとともに、必要に応じて剪定等の管理を行う。

(2) 照明の確保

ア 公園等における照明の確保

夜間等の時間帯による利用特性及び管理体制、周辺状況等を踏まえつつ、公園灯を適切に組み合わせ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を連続して確保する。

イ 公園等の周囲の道路における照明の確保

光害に配慮しつつ、道路灯、公園灯、防犯灯等を適切に組み合わせ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を連続して確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の制御

ア 公園内への接近の制御

公園等は、周囲に対して開放的にすることが基本であるが、公園の特性や規模、周辺状況等から、夜間等の時間帯において管理上利用を制限する必要がある場合は、植栽や柵、門扉等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 周囲の住宅等への接近の制御

公園等の周囲の住宅等においては、公園等から接近する可能性があることから、公園の利用特性や周辺状況等を踏まえつつ、敷地境界への植栽や柵等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

(4) 公衆便所

ア 位置

周囲の道路、公園の出入口、主要な園路等から近い場所等、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

イ 照明の確保

公衆便所の出入口付近及び内部は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ 緊急通報装置の設置

危険を外部に知らせるためには、防犯ベル、赤色回転灯等の緊急通報装置の設置が有効である。

3 駐車場・駐輪場

(1) 屋外駐車場

ア 見通しの確保

(ア) 屋外に設置される駐車場（以下「屋外駐車場」という。）は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、塀、柵又は垣等を設置する場合は、周囲からの死角の原因とならないようにする。

(イ) 屋外駐車場の形状や建物との位置関係等により周囲からの見通しが確保されない場合は、ミラーや防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

イ 屋外照明の確保

屋外駐車場の照明は、夜間等の時間帯によ

る利用状況や光害に配慮しつつ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ 犯罪企図者の接近の制御

立地条件や周辺状況等から犯罪企図者の接近を制御する必要がある場合は、敷地周囲に道路等からの見通しに配慮した塀、柵又は垣等を設置するなど、接近の制御に有効な措置を講じる。

(2) 屋内駐車場

ア 車両の出入管理

屋内及び地下に設置される駐車場（以下「屋内駐車場」という。）の出入口は、管理人の配置又は自動ゲート管理システム等を設置するなど、車両の出入りを管理することが有効である。

イ 見通しの確保

構造上支障のない範囲において、駐車場内部の見通しを確保するとともに、外部から駐車場内部を見通すことが可能となる開口部を確保することとし、周囲からの見通しが困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

ウ 照明の確保

屋内駐車場における駐車用の供する場所は、人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

エ 緊急通報装置や防犯カメラ等の設置

非常時において押しボタン等により外部に通報又は吹鳴する緊急通報装置及び周囲からの自然な視線や管理人の監視を補完するための防犯カメラ等の設置が有効である。

(3) 駐輪場

ア 見通しの確保

(ア) 駐輪場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、塀、柵又は垣等を設置

する場合は、周囲からの死角の原因とならないようにする。

(イ) 駐輪場の形状や建物との位置関係等により周囲からの見通しが確保されない場合は、ミラーや防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

(ウ) 屋内に設置する場合は、構造上支障のない範囲において、駐輪場内部の見通しを確保するとともに、外部から駐輪場内部を見通すことが可能となる開口部を確保することとし、周囲からの見通しが困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

イ 犯罪企図者の接近の制御

(ア) 駐輪場は、チェーン用バーラック(注5)、サイクルラック(注6)等を設置するなど、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じる。

(イ) 計画地の条件や周辺状況等から犯罪企図者の接近を制御する必要がある場合は、駐輪場外周に道路等からの見通しに配慮した塀、柵又は垣等を設置するなど、接近の制御に有効な措置を講じるものとする。

(ウ) 照明の確保

夜間等の時間帯による利用状況や光害に

配慮しつつ、人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(エ) 緊急通報装置等の設置

非常時において押しボタン等により外部に通報又は吹鳴する緊急通報装置及び周囲からの自然な視線や管理人の監視を補完するための防犯カメラ等の設置が有効である。

4 その他

(1) 地域住民との連携による整備・管理等
道路等の整備・管理等は、落書きやゴミの不法投棄への対応等も適切に行う。

(2) 防犯カメラ

防犯設備として防犯カメラを設置する場合は、その適正な運用を図るため、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参照するとともに、可能な限り以下の項目に配慮する。

ア 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。

イ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとする。

附 則

平成19年4月3日施行

附 則

令和6年4月1日一部改定

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2)「光害」とは、不適切又は過剰な照明によって引き起こされる障害のことをいい、次のような例があげられる。

- (1) 農作物の成長に影響を及ぼす。
- (2) 信号等の視認性を低下させ、交通安全に支障を生じる。
- (3) 歩行者に不快感を与え、(極端な明暗により)防犯上の安全性を損なう。
- (4) 居住者の安眠やプライバシーに影響を与える。

(注3)「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。

- (1) 50ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいう。
- (2) 20ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいう。
- (3) 3ルクス以上の平均水平面照度とは、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいう。

(注4)「地下道等」とは、地下道の他ガード下等の人車が通行する道路をいう。

(注5)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車・オートバイ等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難防止に有効な構造のものをいう。

(注6)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。